(証券コード5758)
2017年６月５日

株　主　各　位

大阪市東成区神路三丁目８番36号
Ｆ　Ｃ　Ｍ　株　式　会　社
代表取締役社長　市　居　律　雄

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年６月19日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2017年６月20日（火曜日）午前10時00分
２．場　　所　大阪市東成区神路三丁目８番36号
　当社本店　多目的ホール（末尾ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第69期（2016年４月１日から2017年３月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役７名選任の件

以　上

(お願い)◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎会場の準備の都合上、受付開始は午前９時15分を予定しております。
◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス　http://www.fc-m.co.jp/ir.html）に掲載させていただきます。
◎節電対策として当日は軽装にて実施させていただきますので、予めご了承賜りますようお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2016年４月１日から
2017年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

（１） 事業の経過及びその成果

当事業年度においては、中国を中心とした新興国の景気に減速基調が見られるものの最悪期は脱したと判断され、米国の減速にも一定の歯止めがかかったと思われます。欧州においては緩やかな拡大基調を維持し続けるなど、総じて世界経済は持ち直しの様相にあります。一方で、米国の金融・通商政策の転換や欧州での政治情勢の不透明感など、世界景気下振れのリスクは依然として残っています。国内では家計部門の改善が遅れているものの、世界経済の持ち直しを受けて企業の設備投資や輸出が底堅く推移し、景気は緩やかな持ち直しを維持しています。

このような経営環境のもと、当社はそれぞれのセグメントにおいて取り組み課題の解決に努めました。その結果、当事業年度の業績は売上高18,898百万円（前期比8.2％減）、営業利益286百万円（前期比57.8％減）、経常利益279百万円（前期比59.2％減）、当期純利益178百万円（前期比60.2％減）となりました。

単位（百万円）

	前期 2016年３月期	当期 2017年３月期	増減率
売上高	20,597	18,898	△8.2
営業利益	678	286	△57.8
経常利益	685	279	△59.2
当期純利益	447	178	△60.2
(参考)加工売上高	4,291	4,241	△1.1

（注）当社では売上高から主要な材料費等を控除した金額を「加工売上高」と称し、経営指標として用いております。

セグメント別の業績概要は、以下のとおりです。

（電子機能材事業）

電子機器や電子部品に使用される部材の表面処理加工を主とする電子機能材事業では、売上高6,277百万円（前期比1.1%増）となりました。自動車部品向け、産業機器などに使われるパワーモジュール関連、医療機器向けなどのフィルム関連製品は、ほぼ計画通りの堅調な推移となっています。他方、スマートフォンやタブレット端末の精密コネクタ等が中心となる民生関連では、期首に見られた需要の減速感も解消し、徐々に受注状況が改善してきました。民生関連では製品規格、品質や価格に対する要求が年々厳しくなってきており、新鋭設備の導入や製造方法を見直すことで貴金属の使用量を削減するなど、収益性の維持・改善を図っています。取り組みの効果が出るにはしばらく時間を要する見込みとなっているのに加え、減価償却費や労務費などの費用負担の増大もあり、当セグメントの経常利益は80百万円（前期比83.3%減）となりました。

（電気機能線材事業）

電線・配線用ケーブル・通信用ケーブルなどの伸線加工を主とする電気機能線材事業では、前事業年度に比べて銅の価格が相対的に下落したことから売上高は12,621百万円（前期比12.3%減）となりました。主力の設備用電線など建設・電販向けでは、一時的に受注の停滞があったものの順調に回復し、当事業年度を通じては堅調な推移となりました。非電線用途の異形線加工も順調に推移し、全体の受注を押し上げました。新規に導入した鋳造設備の稼働状況も安定してきており、コスト低減への効果も見え始めています。その結果、当セグメントの経常利益は198百万円（前期比0.8%減）となりました。

単位（百万円）

	前期 2016年３月期				当期 2017年３月期				増減率	
	売上高	構成比	加工 売上高	構成比	売上高	構成比	加工 売上高	構成比	売上高	加工 売上高
電子機能材事業	6,210	30.2%	3,146	73.3%	6,277	33.2%	3,059	72.1%	1.1%	△2.8%
電気機能線材事業	14,386	69.8%	1,144	26.7%	12,621	66.8%	1,182	27.9%	△12.3%	3.3%
合計	20,597	100.0%	4,291	100.0%	18,898	100.0%	4,241	100.0%	△8.2%	△1.1%

当社の利益配分については、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、業績と配当金額との連動性を重視しております。内部留保金については、将来の成長分野及び研究開発への投資により事業・業績の拡大を図るとともに、財務体質の強化にも努めております。配当の時期については中間配当と期末配当の年２回としております。これらの剰余金の配当の決議機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。具体的な利益配分に関する基本方針は以下のとおりです。

① 業績に連動した利益配分を基準とする。

② 配当性向の目標を30％とする。

上記方針に基づき、期末配当については１株当たり32円とする案を株主総会にお諮りいたします。その結果、年間で前期比47円減配の１株当たり32円となる予定です。

（２） 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は875百万円となりました。主なものは、電子機能材事業における生産設備の増設及び更新（695百万円）並びに電気機能線材事業における伸線設備の増設及び更新（48百万円）に伴う投資によるものです。

また、設備などの更新に伴う除却金額は1百万円となりました。

工場別の設備投資額は、以下のとおりです。

大阪	471百万円
富山	349百万円
京都	54百万円
合計	875百万円

（３） 資金調達の状況

設備投資に必要な資金は自己資金及び借入によってまかなっております。

（４）基本理念及び対処すべき課題

１　基本理念

FCM（Fine Chemical & Materials）の社名を体現すべく高品質・高精細・高付加価値の表面改質技術及び機能材を社会に提供し、技術を重視する企業として、環境に配慮しつつ、人の未来と社会の発展に対して永続的に貢献することを目指す。

２　対処すべき課題

当社は、「ものづくり」に真摯に取り組み、現場・現物・現実を直視した本質を見据えて活動を行っています。そのために必要な技術力・労働力をもって生産性の向上を図り、成長し続けることができる企業体質の構築、継続的改善を行い、利益の確保を目指してまいります。

①　生産性の向上及び環境の整備

当社では、最新の製造設備を設置し、それらを駆使することができる従業員の存在によって生産性を向上させることができると考えております。

最新設備であるが故にさまざまな問題点があり、生じる問題点を一つ一つ改善することにより、ノウハウ・技術を蓄積し、生産性を向上させようと鋭意努力しております。

また、当社における「ものづくり」の根底にあるものは、新・旧設備を駆使する従業員の技術力であると考えており、優秀な人材を確保し、技術力の向上が生産性を向上させるとの観点から、安全・安心な職場環境を整備しています。

②　働き方改革と労働力の確保及び人材育成

生産性を向上させることができる労働力を確保するために、創業以来の従業員の働き方の改革を実施しております。当該改革によって、各従業員にとってベストな働き方を見いだすことで、業務の効率化を図り、生産性向上に繋げたいと考えております。

働き方改革と合わせて、当社の風土を活かしたベテラン社員の技能承継を含めた開発・生産・品質等の各工程におけるスペシャリストの育成に注力するとともに、多様性に富んだ労働力の確保に注力してまいります。

③　新規分野及び環境保全のための投資

よりよい「ものづくり」や企業の成長の維持・継続のために、新規分野や新規事業への投資を積極的に検討してまいります。また、安全・安心な職場作りや環境保全のための投資についても積極的に進めてまいります。

④　持続的成長を実現する財務体質の改善

事業拡大に必要である継続的な投資や経営環境の急変にも耐えることができるように、より一層の財務体質の改善を行い、持続的な成長を実現してまいります。

⑤　法令等の遵守及び企業の社会的責任

経営理念である「公明正大」、安全・安心な「ものづくり」を実現するため、法令等の遵守を始めとした企業行動倫理を徹底し、企業の社会的責任を果たしてまいります。

（５） 直前３事業年度の財産及び損益の状況

	第66期	第67期	第68期	第69期(当期)
	2013年４月１日から 2014年３月31日まで	2014年４月１日から 2015年３月31日まで	2015年４月１日から 2016年３月31日まで	2016年４月１日から 2017年３月31日まで
売上高（百万円）	18,401	20,978	20,597	18,898
経常利益（百万円）	185	775	685	279
当期純利益（百万円）	94	469	447	178
１株当たり当期純利益（円）	55.71	275.29	262.48	104.50
総資産（百万円）	8,999	9,810	9,667	10,811
純資産（百万円）	3,291	3,737	4,039	4,079
１株当たり純資産額（円）	1,932.10	2,193.87	2,371.26	2,394.70

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。

（６） 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は古河電気工業株式会社であり、同社は当社の株式を940,567株（出資比率55.2%）保有しております。

当社は親会社より銅荒引線の仕入の他、銅芯線の生産を委託され、これらを納入しております。

当社はこれらの取引をするにあたり、仕入については市場価格等を参考にして価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。販売についても市場価格、総原価等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会は、このような取引条件を把握し、適正性・妥当性を検討した上で、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はございません。

（７） 主要な事業内容（2017年３月31日現在）

当社は、電気機器や電子部品に使用されている材料・部品の金属メッキ加工、表面処理加工、製造及び販売を主たる業務とする「電子機能材事業」と、電線、配線用ケーブル、通信用ケーブルなどの伸線加工を主たる業務とする「電気機能線材事業」を行っております。

（８） 主要な営業所及び工場（2017年３月31日現在）

本社及び大阪・神路工場
　大阪市東成区神路三丁目８番36号
大阪・深江北工場
　大阪市東成区深江北一丁目16番17号
富山工場
　富山県富山市八尾町保内二丁目３番６号
京都工場
　京都市南区上鳥羽南唐戸町100番地
東京営業所
　東京都港区新橋二丁目16番１号　ニュー新橋ビル708　Ｃ－７号室
名古屋営業所
　名古屋市中村区名駅四丁目24番５号　第二森ビル

（９） 従業員の状況（2017年３月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
235（82）名	7名増(3名増)	39.8歳	9.9年

（注）１．従業員数は就業員数であり、パート、嘱託社員及び派遣社員等は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
　　２．平均年齢及び平均勤続年数は、パート、嘱託社員及び派遣社員等を除外して計算しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2017年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	1,048百万円
株式会社三井住友銀行	703百万円
株式会社京都銀行	560百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	325百万円

２．株式の状況（2017年３月31日現在）

（１） **発行可能株式総数**　　5,345,068株

（２） **発行済株式の総数**　　1,704,267株（自己株式を含む）

（３） **株主数**　　2,797名（前期末比 76名減）

（４） **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
古河電気工業株式会社	940千株	55.2％
小原直人	40千株	2.4％
ＦＣＭ従業員持株会	29千株	1.7％
小原登	23千株	1.4％
小原徹昭	23千株	1.3％
川森晋治	20千株	1.2％
山口昌志	10千株	0.6％
吉村武司	9千株	0.6％
弥栄電線株式会社	9千株	0.6％
福田芙美	4千株	0.3％

（注）持株比率は自己株式（534株）を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

（１） 取締役及び監査役の氏名等（2017年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	市　居　律　雄	
専務取締役	川　森　晋　治	管理部管掌
取　締　役	野　原　彰　洋	電子機能材事業部長兼電子機能材事業部営業部長
取　締　役	新　山　晃　生	古河電気工業㈱戦略本部経営企画室主査
取　締　役	渡　邉　純　二	熊本大学客員教授（イノベーション推進機構）
常勤監査役	南　出　喜　治	
監　査　役	土　井　　博	弁護士
監　査　役	宮　本　圭　子	弁護士

（注）１．取締役渡邉純二氏は、社外取締役であります。
２．監査役土井博氏及び監査役宮本圭子氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役南出喜治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は取締役渡邉純二氏、監査役土井博氏及び監査役宮本圭子氏の３名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．2016年６月21日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって、監査役櫻日出雄氏は辞任により退任いたしました。
６．会社法第427条第１項の規定により、当社と取締役新山晃生氏は同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

（２） 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (2名)	90百万円 (1百万円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (3名)	9百万円 (2百万円)
合計 （うち社外役員）	9名 (5名)	99百万円 (3百万円)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、2013年６月18日開催の第65期定時株主総会において年額200百万円以内とし、その内訳は年額170百万円以内（うち社外取締役分10百万円）とする固定報酬枠と年額30百万円以内とする業績連動報酬枠とで構成すると決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、2003年６月26日開催の第55期定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。
４．当事業年度末日現在の取締役は５名（うち社外取締役は１名）であります。上記の社外取締役の員数と相違しておりますのは、2016年６月21日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって非業務執行取締役となった新山晃生氏の社外取締役であった期間分が含まれているためであります。
５．当事業年度末日現在の監査役は３名（うち社外監査役は２名）であります。上記の監査役及び社外監査役の員数と相違しておりますのは、2016年６月21日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって社外監査役を退任した櫻日出雄氏が含まれているためであります。

（３） 社外役員に関する事項

① 社外取締役に関する事項

	取　締　役
	渡　　邉　　純　　二
他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況	熊本大学客員教授 （イノベーション推進機構） （注）１
責任限定契約の内容	（注）２

（注）１．取締役渡邉純二氏と当社との間に、特別な関係はございません。
２．会社法第427条第１項の規定により、当社と上記の社外取締役は同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

② 社外監査役に関する事項

	監　査　役	
	土　井　　博	宮　本　圭　子
他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況	―	―
責任限定契約の内容	（注）	（注）

（注）会社法第427条第１項の規定により、当社と上記の各社外監査役は同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

③ 社外役員が親会社等及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が、役員を兼任する親会社等または子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は、７百万円であります。

④ 社外取締役及び社外監査役の当事業年度中の主な活動状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役渡邉純二	9回	100.0%	－	－
監査役土井博	12回	100.0%	12回	100.0%
監査役宮本圭子	9回	100.0%	9回	100.0%

（注）１．取締役渡邉純二氏、監査役宮本圭子氏については、2016年６月の当社取締役、当社監査役就任以降、当事業年度に開催された取締役会、監査役会への出席状況について記載しております。

２．取締役渡邉純二氏は、出席した取締役会において社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

３．監査役土井博氏及び監査役宮本圭子氏は、出席した取締役会において社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

また、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

４．会計監査人の状況

（１）名称　　有限責任監査法人トーマツ

（２）報酬等の額

	支　払　額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25百万円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意の判断をしております。

（３）会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

（１） 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念に則った「企業行動規範」を制定し、代表取締役社長がその精神を、役職者をはじめ全従業員に継続的に伝達、且つ教育をすることにより、周知徹底を図り、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は社長、取締役、部長からなる経営会議を定期的に開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況等の情報の共有化、会社に著しい損害及び利益を及ぼすおそれのある事実の発生、企業行動規範の浸透と遵守、コンプライアンスの徹底を図り、経営判断に反映させる。

また、代表取締役社長はコンプライアンスに関する統括責任者として、管理責任者である管理部長が行うコンプライアンス体制に係る規程の整備、職務分掌、権限表等の制定と徹底を統括する。

コンプライアンス違反に対する社内通報体制として、管理責任者への直接通報窓口を設定するほか、公益通報者保護法の主旨を尊重し、外部機関を利用した通報窓口の２つの経路を設ける。

なお、内部監査部門及び管理部は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、問題点の把握と改善に努める。

（２） 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関わる情報を含め、文書管理規程をはじめとする社内規程に基づき、法令、定款に則った情報、文書の保存、管理を行う。内部監査部門及び管理部は連携し、取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理について問題なく実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

関連する社内規程は、必要に応じて適宜見直し、改善を図るものとする。

（3） 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社を取り巻く外部環境や内部環境は時として急激に変化し、これらは経営に大きなリスクをもたらしており、企業が成長を維持する基盤として、リスク管理能力が非常に重要であり、企業評価を大きく左右するという認識に立ち、リスク管理を経営上の大きな課題の１つと捉える。リスク管理体制としては、管理、営業、製造、品質保証、技術開発等の各担当部門の責任及び採るべき行動を分担、管理することとしており、経営上のリスクについては、逐一、経営会議または取締役会に報告し、決裁を得ることとする。規程については、リスク管理基本規程等の関連規程のほか必要に応じて新たに制定する。

内部監査部門及び管理部は連携し、各部門のリスク管理状況を監査し、必要に応じて経営会議及び取締役会に報告する。

（4） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、中期経営計画及び年度経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務が効率的に行われるよう監督する。

各部門長は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。代表取締役社長は、その進捗状況について経営会議や各部門会議を通して各部門長に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図り、重要な案件については取締役会に上程し、承認を得る。

（5） 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役室を置き、必要な人員を配置することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

（6） 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は会社に重大な損失を与える事項が発生、または発生するおそれがあるとき、重大な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議すべき重要な事項等を、法令及び社内規程等に基づき監査役に報告するものとする。なお、監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

（7） その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議、取締役会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。また、内部監査部門及び会計監査人と定期的な意見交換を実施する。

（8） 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いなどの請求については、協議の上、職務の執行に必要であると認められた場合、当該費用または債務の処理に応ずる。

（9） 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

当社は企業行動規範において「反社会的勢力には毅然とした態度で対応します」という基本的な考え方を定め、役職者をはじめ全従業員に周知徹底を図っております。仮に反社会的勢力から接触を受けた場合は、管理部を対応統括部門とし、警察・弁護士等を含め外部機関と連携し、反社会的勢力及び団体に対し断固とした姿勢で臨み、一切の関係を拒絶いたします。

(10)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制整備の当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し、経営会議並びに取締役会にその内容を報告しております。当期における調査の結果、判明した当社の重要な課題は、コンプライアンスの徹底であると判断し、来期の経営方針として盛り込んでおります。具体的には、労務問題について従来の勤務体制の抜本的改革を行い、経営会議並びに取締役会に実施内容を報告し、問題点の改善に努め、より適切な内部統制システムの運用に努めてまいります。

６．会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、親会社の議決権の所有割合が50％を超えている現状に鑑みて、現時点での買収防衛策の導入はしておりません。

貸借対照表

(2017年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**6,107,127**	**流動負債**	**4,940,340**
現金及び預金	129,237	買掛金	3,084,408
受取手形	1,047,018	短期借入金	100,000
電子記録債権	371,251	１年内返済予定の長期借入金	1,395,992
売掛金	3,560,130	未払金	155,807
仕掛品	472,603	未払費用	107,843
原材料及び貯蔵品	493,569	未払法人税等	64,965
前払費用	13,919	前受金	1,133
繰延税金資産	17,303	預り金	27,888
未収入金	531	役員賞与引当金	2,300
その他	1,562	**固定負債**	**1,791,362**
固定資産	**4,704,503**	長期借入金	1,232,463
有形固定資産	**4,493,239**	長期未払金	71,715
建物	979,311	退職給付引当金	487,183
構築物	27,025	**負債合計**	**6,731,702**
機械及び装置	1,381,270	(純資産の部)	
車両運搬具	10,125	**株主資本**	**4,080,201**
工具、器具及び備品	216,907	**資本金**	**687,749**
土地	1,863,981	**資本剰余金**	**826,871**
建設仮勘定	14,617	資本準備金	826,871
無形固定資産	**16,292**	**利益剰余金**	**2,566,828**
ソフトウェア	10,673	利益準備金	20,485
電話加入権	1,476	その他利益剰余金	2,546,342
公共施設利用権	4,142	別途積立金	431,728
投資その他の資産	**194,970**	繰越利益剰余金	2,114,614
投資有価証券	27,470	**自己株式**	**△1,247**
出資金	78	**評価・換算差額等**	**△272**
従業員に対する長期貸付金	340	**その他有価証券評価差額金**	**△272**
長期前払費用	3,802	**純資産合計**	**4,079,928**
繰延税金資産	154,508		
敷金及び保証金	8,770		
資産合計	**10,811,630**	**負債純資産合計**	**10,811,630**

損　益　計　算　書

（2016年４月１日から
2017年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**18,898,816**
売上原価		**17,323,747**
売上総利益		**1,575,068**
販売費及び一般管理費		**1,288,493**
営業利益		**286,575**
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	1,009	
助成金収入	144	
受取補償金	1,172	
スクラップ売却益	951	
受取賃貸料	4,308	
雑収入	2,611	10,209
営業外費用		
支払利息	8,848	
売上割引	5,321	
賃貸費用	2,089	
その他	890	17,149
経常利益		**279,634**
特別利益		
固定資産売却益	449	
投資有価証券売却益	781	1,231
特別損失		
固定資産除却損	1,880	1,880
税引前当期純利益		**278,985**
法人税、住民税及び事業税	89,789	
法人税等調整額	11,149	100,939
当期純利益		**178,046**

株主資本等変動計算書

（2016年４月１日から
2017年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	687,749	826,871	826,871	20,485	431,728	2,071,163	2,523,376	△1,247	4,036,749
当期変動額									
剰余金の配当						△134,594	△134,594		△134,594
当期純利益						178,046	178,046		178,046
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	43,451	43,451	－	43,451
当期末残高	687,749	826,871	826,871	20,485	431,728	2,114,614	2,566,828	△1,247	4,080,201

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,249	3,249	4,039,999
当期変動額			
剰余金の配当			△134,594
当期純利益			178,046
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,522	△3,522	△3,522
当期変動額合計	△3,522	△3,522	39,928
当期末残高	△272	△272	4,079,928

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

（１） 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

② たな卸資産

・原材料、製品、仕掛品　　月次総平均法による原価法

・貯蔵品　　最終仕入原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

（２） 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～38年
機械及び装置	２～７年

② 無形固定資産　　定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。

（３） 引当金の計上基準

① 役員賞与引当金　　役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

② 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

（４） その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

（1） 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	705,456千円
土地	363,242千円
計	1,068,699千円

② 担保に係る債務の金額

短期借入金	100,000千円
１年内返済予定の長期借入金	639,992千円
長期借入金	308,344千円
計	1,048,336千円

ただし、根抵当権及び根担保設定のため上記債務のうち、実際担保されている債務の極度額は、576,000千円であります。

（2） 有形固定資産の減価償却累計額 6,031,736千円

（3） 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	166,309千円
② 短期金銭債務	2,395,156千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	2,062,242千円
② 仕入高	9,290,965千円
③ その他営業取引高	6,547千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

（1） 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,704,267株	－株	－株	1,704,267株

（2） 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	534株	－株	－株	534株

（3） 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2016年6月21日定時株主総会	普通株式	134,594千円	79円	2016年3月31日	2016年6月22日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年6月20日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	54,519千円	32円	2017年3月31日	2017年6月21日

5．税効果会計に関する注記

（1） 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

減価償却超過額	2,379千円
減損損失	59,954千円
退職給付引当金	148,797千円
長期未払金	21,901千円
研究開発費	1,354千円
未払事業税及び未払地方法人特別税	10,167千円
ゴルフ会員権評価損	1,325千円
その他	8,724千円
繰延税金資産小計	254,605千円
評価性引当額	△82,347千円
繰延税金資産合計	172,257千円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△445千円
繰延税金負債合計	△445千円
繰延税金資産の純額	171,812千円

（２） 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.8%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
役員賞与引当金	0.3%
住民税均等割	2.9%
試験研究費税額控除	△3.7%
評価性引当額の増減	3.3%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.2%

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

（借主側）

（１） ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

（２） オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	1,335千円
１年超	1,149千円
合計	2,484千円

（貸主側）

（１） ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

（２） オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	4,308千円
１年超	67,456千円
合計	71,764千円

7．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、将来借入金の金利変動リスクを回避するために利用する可能性はありますが、現在は行っておりません。投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び電子記録債権並びに売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて３ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、返済期間は決算日後最長で５年であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、売上債権管理要領に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況については与信管理サービスの契約を締結し、毎月与信会議を開催する管理体制としております。

b　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利については、変動金利の動きに留意し、必要に応じて金利スワップ取引を利用する方針であります。

投資有価証券については、すべて定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

c　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金等を考慮して、月次の資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

（２）金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと判断したものについては記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）　現金及び預金	129,237	129,237	－
（２）　受取手形	1,047,018		
電子記録債権	371,251		
売掛金	3,560,130		
貸倒引当金	－		
	4,978,400	4,978,400	－
（３）　投資有価証券	27,470	27,470	－
資産計	5,135,107	5,135,107	－
（１）　買掛金	3,084,408	3,084,408	－
（２）　短期借入金	100,000	100,000	－
（３）　未払金	155,807	155,807	－
（４）　未払法人税等	64,965	64,965	－
（５）　長期借入金（＊１）	2,628,455	2,629,879	1,424
負債計	6,033,637	6,035,061	1,424
デリバティブ取引	－	－	－

（＊１）１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注)　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(１)現金及び預金、(２)受取手形、電子記録債権及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び電子記録債権並びに売掛金については、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(３)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所等の価格によっております。

負　債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

変動金利による長期借入金の時価については、短期間で市場金利を反映しております。また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利による長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

8．賃貸等不動産に関する注記

当社は、三重県に賃貸用の土地を所有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,218千円で、賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上しております。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額	期首残高	109,520千円
	期中増減額	－千円
	期末残高	109,520千円
期末時価		95,830千円

(注) 期末時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額を適切に市場価格を反映させていると考えられる指標を用いて時点補正した金額によっております。

9．関連当事者との取引に関する注記

(1)　関連当事者との取引

親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	古河電気工業㈱	東京都千代田区	69,395,093	電線、非鉄金属製品及びその他製品の製造販売	(被所有)直接55.2	商品製品の販売及び原材料商品の仕入	商品製品の販売	2,062,242	売掛金	166,309
							原材料商品の仕入	9,290,965	買掛金	2,394,275

(注) 1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．当社製品の販売については、価格その他の取引条件は提出会社と関連を有しない当事者と同様の条件によっております。

３．材料等の仕入については、市場価格等を参考にして価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

（２） 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

古河電気工業株式会社（東京証券取引所に上場）

10. １株当たり情報に関する注記

（１） １株当たり純資産額	2,394円70銭
（２） １株当たり当期純利益	104円50銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

12. その他

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年５月10日

ＦＣＭ株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　免　和　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　千　﨑　育　利　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＦＣＭ株式会社の2016年４月１日から2017年３月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2016年４月１日から2017年３月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日、企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年５月16日

ＦＣＭ株式会社　監査役会

常勤監査役　南　出　喜　治　㊞

社外監査役　土　井　　博　㊞

社外監査役　宮　本　圭　子　㊞

以上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社の利益配分については、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、業績と配当金額との連動性を重視しております。内部留保金については、将来の成長分野及び研究開発への投資により事業・業績の拡大を図るとともに、財務体質の強化にも努めております。配当の時期については中間配当と期末配当の年２回としております。具体的な利益配分に関する基本方針は以下のとおりです。

① 業績に連動した利益配分を基準とする。

② 配当性向の目標を30％とする。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金32円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は54,519,456円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2017年６月21日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役２名を増員することとし、取締役７名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	いちい　りつお 市居　律雄 （1951年10月31日）	1974年４月　古河電気工業㈱入社 2005年１月　古河電気工業㈱執行役員 関西支社長兼中国支社長 2007年６月　当社入社 当社取締役副社長 2008年６月　当社代表取締役社長（現任）	1,915株
2	かわもり　しんじ 川森　晋治 （1962年９月12日）	1991年１月　当社入社 2005年１月　当社専務取締役 2011年６月　当社専務取締役　管理部管掌 2012年６月　当社専務取締役　電子機能材事業部、管理部管掌 2015年６月　当社専務取締役　管理部管掌（現任）	20,574株
3	のはら　あきひろ 野原　彰洋 （1971年９月７日）	1994年４月　当社入社 2006年２月　当社電子機能材事業部営業部長 2008年６月　当社電子機能材事業部長兼電子機能材事業部営業部長 2013年６月　当社取締役　電子機能材事業部長兼電子機能材事業部営業部長（現任）	3,310株
※4	しらさき　けんじ 白崎　賢治 （1959年10月11日）	1984年３月　当社入社 2004年６月　当社電気機能線材事業部製造部長 2013年５月　当社電気機能線材事業部長兼電気機能線材事業部製造部長（現任）	5,856株

候補者の番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
※5	まるやま　じん 丸山　仁 （1969年3月6日）	2003年2月　当社入社 2013年4月　当社管理部長（現任）	417株
6	にいやま　てるお 新山　晃生 （1963年7月21日）	1986年4月　古河電気工業㈱入社 2013年4月　古河電気工業㈱戦略本部経営企画室主査（現任） 2014年6月　当社取締役（現任）	0株
7	わたなべ　じゅんじ 渡邉　純二 （1942年6月29日）	1968年4月　日本電信電話公社（現日本電信電話㈱）入社 1989年4月　日本電信電話㈱　研究所　主席研究員 1990年6月　住友金属工業㈱入社 1995年12月　名古屋工業大学客員教授（極微構造デバイス研究センター） 1998年4月　熊本大学　工学部教授 2007年5月　熊本大学客員教授（イノベーション推進機構）（現任） 2016年6月　当社取締役（現任）	0株

（注）1．※印は、新任の取締役候補者であります。

2．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3．渡邉純二氏は、社外取締役候補者であります。

4．社外取締役候補者とする理由について

渡邉純二氏につきましては、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、電線及び電子部品業界に関する造詣が深く、熊本大学教授等の経歴及び高度な学術知識を活かして、当社に専門的な助言をいただくことで、当社の成長が促進されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、渡邉純二氏の社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

5．新任の取締役候補者とする理由について

白崎賢治氏につきましては、当社の主要な部門である電気機能線材事業における製造技術はもとより、電線業界の豊富な経験と見識を兼ね備え、会社全体の事業及び経営にも熟知していることから、当社の成長が促進されると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。また、丸山仁氏につきましては、経理・財務等の業務に長年携わり、豊富な経験と見識を兼ね備えていることから、管理部体制の一層の強化を図り、当社の成長が促進されると判断し、取締役として選任をお願いするもので

あります。

6．取締役（業務執行取締役等である者を除く）との責任限定契約について

当社は、取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、当社定款において、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。新山晃生氏及び渡邉純二氏は当該契約を締結しており、同氏らの再任が承認されますと、当社との間で当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、50万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

② 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

7．新山晃生氏は、現在及び過去５年間にて当社の親会社である古河電気工業（株）の業務執行者であり、その地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。

8．当社は、渡邉純二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：大阪市東成区神路三丁目８番36号

当社本店　多目的ホール

TEL 06-6975-1324

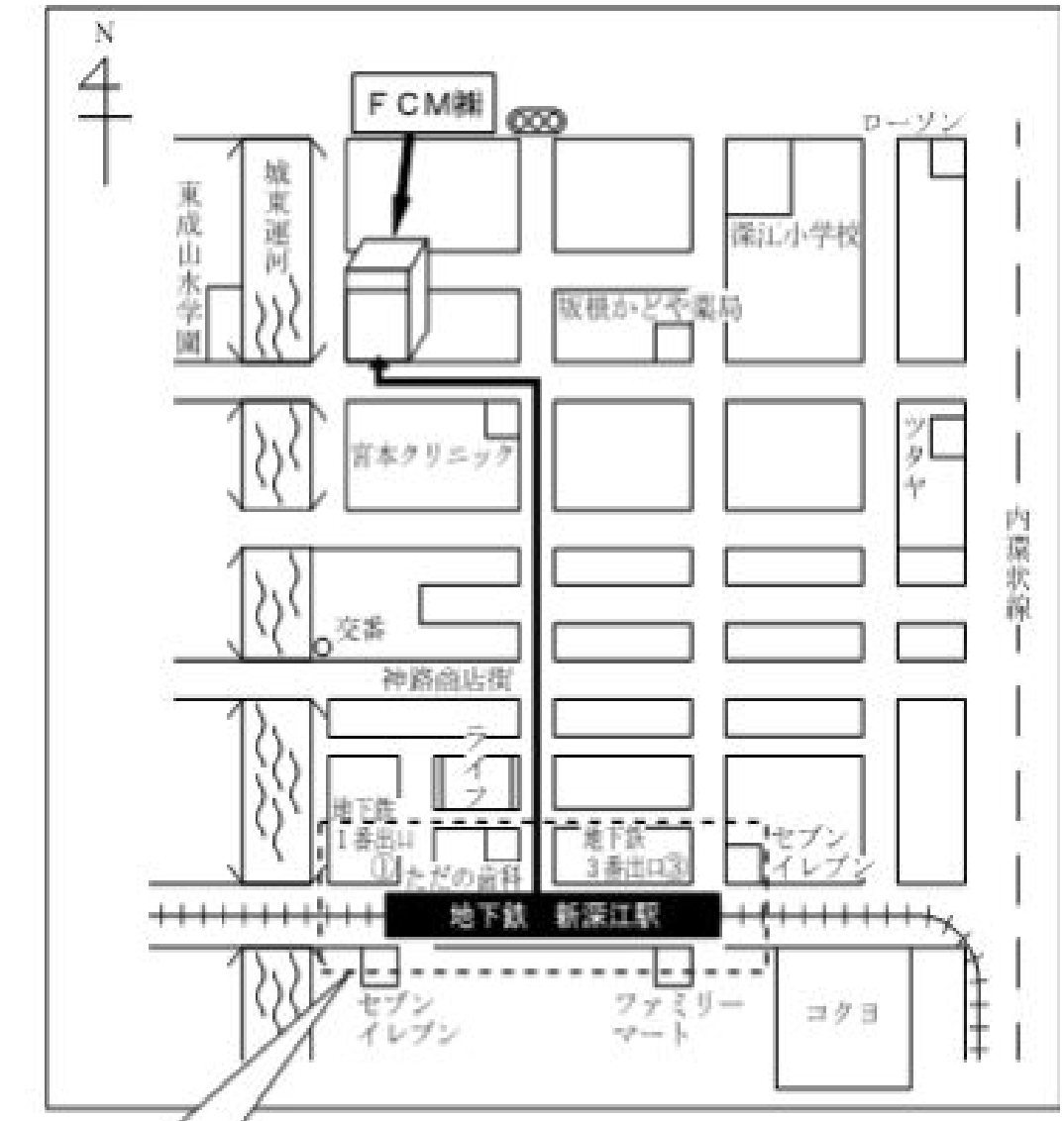

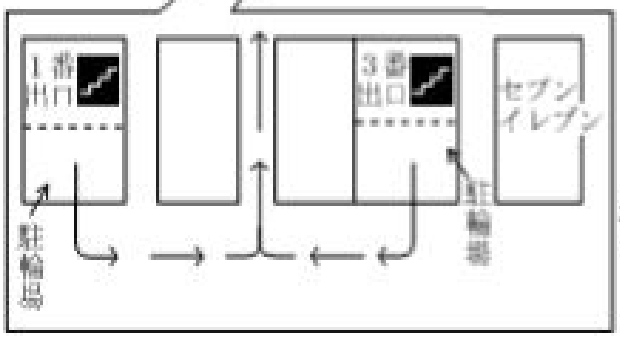

最寄駅　地下鉄（千日前線）
新深江駅
①番又は③番出口より
徒歩約８分

お願い
・駐車場の準備がございませんので、公共交通機関にてご来社くださいますよう、お願いいたします。
・事業の都合上、全館禁煙にご協力ください。